

(仮称) 足柄広域新モビリティサービス推進協議会設置要綱 (案)

制定：令和 3 年〇月〇日

(目的)

第 1 条 この要綱は、松田町地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第 7 条の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）（以下「法」という。）第 36 条の 4 第 1 項の規定に基づく「(仮称) 足柄広域新モビリティサービス推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、松田町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の指示を受け、法第 36 条の 2 第 1 項の規定に基づく、新モビリティサービス事業計画（以下「事業計画」という。）の策定に関する具体的な取組みや町の新たな交通施策等について専門的な調査及び検討を行うものとする。

(組織)

第 3 条 協議会はその内容に応じ、交通会議の会長が指名する者をもって組織する。

(協議会の運営)

第 4 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 1 名
 - (3) 監 事 1 名
- 2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。
- 3 監事は、構成員のうちから会長が指名する。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第 5 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 構成員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は出席構成員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 会議は原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提供させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、松田町政策推進課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第9条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第10条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年〇月〇日から施行する。